

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

立科町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 里地域

(1) 現況

本地域は、蓼科山の北側斜面に広がる中山間地域で特定農山村地域に指定され、山間部の斜面においては果樹生産（りんご）が行われ、比較的傾斜が少ない農地では稲作等が行われている。どちらも冷涼な気候と気温の日較差及び豊富な水資源を活用し、質の高い農産物が生産されている。しかしながら、急傾斜や山間部の日照不足等、生産効率の低さを主因に、耕作者の高齢化や後継者不足と相まって耕作放棄地の増加を招いている。傾斜地が多く平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、生産機能の維持増進を図る。また、同項第2号に掲げる事業を推進することで、農地の保全活動を行うよう働きかけ、耕作放棄地の発生を抑制する。各号における取組を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	牛鹿区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
2	宇山区	
3	山部区	
4	塩沢集落	
5	西塩沢集落	
6	桐原集落	
7	細谷集落	
8	蟹原集落	
9	藤沢集落	
10	野方区	
1	神明沢集落	法第3条第3項第2号に掲げる事業
2	日影林集落	
3	前石川集落	
4	沢田集落	
5	矢ヶ入集落	
6	大入集落	
7	集落姥	
8	日影集落	
9	古町竹熊集落	
10	虎御前集落	
11	峯田尻集落	
12	木の宮集落	
13	南屋敷集落	
14	倉見集落	
15	大深集落	
16	蟹窪集落	
17	堀越集落	
18	薦連集落	
19	笠取集落	
20	大峯集落	
21	土遠集落	
22	金原沢集落	
23	桐原西端集落	
24	青木原集落	
計	34集落	

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（長野県）の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

（別紙対象農用地の基準に該当する図面を添付）

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定地域 立科町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長が特に必要と認めるもの

a 緩傾斜農用地（田：1/100 以上 1/20 未満）

（畑・草地及び採草放牧地：8 度以上 15 度未満）

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等の急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る。）

2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が 1ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

(1) 耕作放棄地の復旧に対する支援

ア 耕作放棄地の復旧は「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」や町単事業である遊休荒廃農地復旧対策事業や遊休農地解消総合対策事業等を有効に活用することを推進する。

イ 耕作放棄地復旧のため、集落協定が締結される集落協定内において、耕作放棄地を含めて土地条件を整備することが必要な場合には、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」のうち遊休農地活用土地条件整備を活用する。

なお、その実施に当たっては、費用対効果の算定結果において投資効率が 1.0 以上となっているほか、次の点に留意する。

(ア) 農業生産活動を目的とした土地条件整備

a 受益者数は 3 者以上であること。

b 面整備に係るものにあつては、次のいずれかに該当すること。

(a) 遊休農地を活用しようとする者(以下「遊休農地活用者」という。)が現に関係権利者からの所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利(以下「使用収益権」という。)の設定若しくは移転を受けているもの。

(b) 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から同意又は確約を書面をもって得ているもの。

(c) 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場内であつて、書面によって契約されているもの。

c 農業生産法人以外の法人が遊休農地活用者となる場合には、町又は農地保有合理化法人が実施主体となつて整備を実施すること。

(イ) 市民農園整備を目的とした土地条件等の整備

a 整備の対象となる市民農園は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第 58 号)第 3 条第 3 項の承認又は市民農園整備促進法(平成 2 年法律第 44 号)第 7 条第 3 項の認定を受けているものであること。

b 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が開設する場合にあつては、受益者数 3 者以上であること。

c 地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者が市民農園を開設しようとする場合には、町または農地利用集積円滑化団体が実施主体となつて整備を実施すること。

(2) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるように努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、農用地の借り手の掘り起こし等に積極的に取り組むよう努める。

(3) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性を図り、農業振興のため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直すこととする。

(4) 土地改良通年施行の取り扱い

土地改良通年施行の対象事業の範囲

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱うこととする。

(ア) 当該年度の6月30日（平成22年度は8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は農林漁業金融公庫若しくは農業近代化資金の融資対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ウ) 集落協定の事業の実施が位置づけられていること。

イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ア) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事限る。）

(イ) 客土事業

(ウ) その他の土地改良事業等のうち（ア）又は（イ）に該当する工種

(5) 地目変換の取り扱い

ア 協定締結時における対象農用地の地目を変換した場合は、変更後の地目により対象農用地の判断をし、要件を満たす場合には地目変更後の緩斜面の単価を適用する。

ただし、地目を変更することにより対象農用地の要件を満たさなくなった場合は、平成31年度まで地目変更後の緩斜面の単価を摘要する。

イ 田から畑への転換等については必要に応じて適切に実施する